

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成30年7月30日以降適用)
	<p>第6章 Made in 新潟 新技術普及・活用制度・・・・・・・・・・ 2-10</p> <p>① L型擁壁の安全・完全・省力化(SPL工法)据付施工法・・・・・・・・ 2-10</p> <p>② 建設発生土の合理的改良技術(ESR工法)・・・・・・・・・・ 2-19</p> <p>③ 側溝上部改修工法(ネプラス工法)・・・・・・・・・・ 2-22</p> <p>④ 側溝補修補強工法(ECOコンビ工法)・・・・・・・・・・ 2-40</p> <p style="text-align: center;"><b>第IV編 道 路</b></p> <p>第2章 附属施設・・・・・・・・・・ 4-1</p> <p>① 防護柵設置工・・・・・・・・・・ 4-1</p> <p>1. 耐雪型防護柵・・・・・・・・・・ 4-1</p> <p>2. 防護柵設置工(ガードレール(景観型))・・・・・・・・ 4-2</p> <p>3. 防護柵設置工(ガードパイプ(景観型))・・・・・・・・ 4-6</p> <p style="text-align: center;"><b>第VI編 市場単価</b></p> <p>第2章 市場単価・・・・・・・・・・ 6-1</p> <p>① 共通事項・・・・・・・・・・ 6-1</p> <p>1 市場単価の定義・・・・・・・・・・ 6-1</p> <p>2 市場単価方式による積算・・・・・・・・・・ 6-1</p> <p>3 市場単価適用にあたっての留意事項・・・・・・・・ 6-2</p> <p>② 各工種の留意事項・・・・・・・・・・ 6-3</p> <p>1 鉄筋工・・・・・・・・・・ 6-3</p> <p>2 区画線工・・・・・・・・・・ 6-4</p> <p>3 高視認性区画線工・・・・・・・・・・ 6-5</p> <p>4 インターロッキングブロック工・・・・・・・・・・ 6-5</p> <p>5 防護柵設置工・・・・・・・・・・ 6-6</p> <p>6 法面工・・・・・・・・・・ 6-7</p> <p>7 道路植栽工・・・・・・・・・・ 6-8</p> <p>8 橋梁塗装工・・・・・・・・・・ 6-8</p> <p>9 橋梁用伸縮継手装置設置工・・・・・・・・・・ 6-9</p> <p>10 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工・・・・・・・・・・ 6-9</p> <p>11 構造物とりこわし工・・・・・・・・・・ 6-9</p> <p>12 薄層カラー舗装工・・・・・・・・・・ 6-10</p> <p>13 道路標識設置工・・・・・・・・・・ 6-10</p> <p>14 公園植栽工・・・・・・・・・・ 6-11</p>	<p>第6章 Made in 新潟 新技術普及・活用制度・・・・・・・・・・ 2-10</p> <p>① L型擁壁の安全・完全・省力化(SPL工法)据付施工法・・・・・・・・ 2-10</p> <p>② 建設発生土の合理的改良技術(ESR工法)・・・・・・・・・・ 2-19</p> <p>③ 側溝上部改修工法(ネプラス工法)・・・・・・・・・・ 2-22</p> <p>④ 側溝補修補強工法(ECOコンビ工法)・・・・・・・・・・ 2-40</p> <p style="text-align: center;"><b>第IV編 道 路</b></p> <p>第2章 附属施設・・・・・・・・・・ 4-1</p> <p>① 防護柵設置工・・・・・・・・・・ 4-1</p> <p>1. 耐雪型防護柵・・・・・・・・・・ 4-1</p> <p>2. 防護柵設置工(ガードレール(景観型))・・・・・・・・ 4-2</p> <p>3. 防護柵設置工(ガードパイプ(景観型))・・・・・・・・ 4-6</p> <p style="text-align: center;"><b>第VI編 市場単価</b></p> <p>第2章 市場単価・・・・・・・・・・ 6-1</p> <p>① 共通事項・・・・・・・・・・ 6-1</p> <p>1 市場単価の定義・・・・・・・・・・ 6-1</p> <p>2 市場単価方式による積算・・・・・・・・・・ 6-1</p> <p>3 市場単価適用にあたっての留意事項・・・・・・・・ 6-2</p> <p>② 各工種の留意事項・・・・・・・・・・ 6-3</p> <p>1 鉄筋工・・・・・・・・・・ 6-3</p> <p><del>2 区画線工・・・・・・・・・・ 6-4</del> 平成30年1月30日以降削除</p> <p><del>3 高視認性区画線工・・・・・・・・・・ 6-5</del></p> <p>4 インターロッキングブロック工・・・・・・・・・・ 6-5</p> <p>5 防護柵設置工・・・・・・・・・・ 6-6</p> <p>6 法面工・・・・・・・・・・ 6-7</p> <p>7 道路植栽工・・・・・・・・・・ 6-8</p> <p><del>8 橋梁塗装工・・・・・・・・・・ 6-8</del> 平成30年7月30日以降削除</p> <p>9 橋梁用伸縮継手装置設置工・・・・・・・・・・ 6-9</p> <p>10 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工・・・・・・・・・・ 6-9</p> <p><del>11 構造物とりこわし工・・・・・・・・・・ 6-9</del> 平成30年7月30日以降削除</p> <p>12 薄層カラー舗装工・・・・・・・・・・ 6-10</p> <p>13 道路標識設置工・・・・・・・・・・ 6-10</p> <p>14 公園植栽工・・・・・・・・・・ 6-11</p>
総目次	<div style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 40px; height: 15px; vertical-align: middle;"></div> 平成30年1月30日以降削除	

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成30年7月30日以降適用)
	<p>15 道路付属物設置工 . . . . . 6-11</p> <p>16 吹付砕工 . . . . . 6-12</p> <p>17 コンクリートブロック積工 . . . . . 6-12</p> <p>18 軟弱地盤処理工 . . . . . 6-13</p> <p><b>19 排水構造物工 . . . . . 6-13</b></p> <p>20 橋面防水工 . . . . . 6-14</p> <p>21 グルーピング工 . . . . . 6-14</p> <p>22 鉄筋挿入工(ロックボルト工) . . . . . 6-14</p> <p>23 コンクリート表面処理工(ウォータージェット工) . . . . . 6-14</p> <p style="text-align: center;"><b>第Ⅶ編 標準単価</b></p> <p>① 共通事項 . . . . . 7-1</p> <p>1 標準単価の定義 . . . . . 7-1</p> <p>2 標準単価方式による積算 . . . . . 7-1</p> <p>3 標準単価適用にあたっての留意事項 . . . . . 7-1</p> <p>② 適用範囲、施工単価入力基準表等 . . . . . 7-2</p> <p>1 区画線工 . . . . . 7-2</p> <p>2 高視認性区画線工 . . . . . 7-9</p> <p>3 排水構造物工 . . . . . 7-15</p>	<p>15 道路付属物設置工 . . . . . 6-11</p> <p>16 吹付砕工 . . . . . 6-12</p> <p><del>17 コンクリートブロック積工 . . . . . 6-12</del> 平成30年7月30日以降削除</p> <p>18 軟弱地盤処理工 . . . . . 6-13</p> <p><del>19 排水構造物工 . . . . . 6-13</del> 平成30年1月30日以降削除</p> <p>20 橋面防水工 . . . . . 6-14</p> <p>21 グルーピング工 . . . . . 6-14</p> <p>22 鉄筋挿入工(ロックボルト工) . . . . . 6-14</p> <p>23 コンクリート表面処理工(ウォータージェット工) . . . . . 6-14</p> <p style="text-align: center;"><b>第Ⅶ編 標準単価</b></p> <p>① 共通事項 . . . . . 7-1</p> <p>1 標準単価の定義 . . . . . 7-1</p> <p>2 標準単価方式による積算 . . . . . 7-1</p> <p>3 標準単価適用にあたっての留意事項 . . . . . 7-1</p> <p><del>② 適用範囲、施工単価入力基準表等 . . . . . 7-2</del></p> <p><del>1 区画線工 . . . . . 7-2</del></p> <p><del>2 高視認性区画線工 . . . . . 7-9</del></p> <p><del>3 排水構造物工 . . . . . 7-15</del></p>
	<p><span style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> </span> 平成30年1月30日以降削除</p>	<p>平成30年7月30日以降削除</p>
総目次		

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成30年7月30日以降適用)
	<b>第VI編 市場単価</b>	<b>第VI編 市場単価</b>
	第2章 市場単価 ..... 6-1 ① 共通事項 ..... 6-1 1 市場単価の定義 ..... 6-1 2 市場単価方式による積算 ..... 6-1 3 市場単価適用にあたっての留意事項 ..... 6-2 ② 各工種の留意事項 ..... 6-3 1 鉄筋工 ..... 6-3 2 区画線工 ..... 6-4 3 高視認性区画線工 ..... 6-5 4 インターロッキングブロック工 ..... 6-5 5 防護柵設置工 ..... 6-6 6 法面工 ..... 6-7 7 道路植栽工 ..... 6-8 8 橋梁塗装工 ..... 6-8 9 橋梁用伸縮継手装置設置工 ..... 6-9 10 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 ..... 6-9 11 構造物とりこわし工 ..... 6-9 12 薄層カラー舗装工 ..... 6-10 13 道路標識設置工 ..... 6-10 14 公園植栽工 ..... 6-11 15 道路付属物設置工 ..... 6-11 16 吹付砕工 ..... 6-12 17 コンクリートブロック積工 ..... 6-12 18 軟弱地盤処理工 ..... 6-13 19 排水構造物工 ..... 6-13 20 橋面防水工 ..... 6-14 21 グルーピング工 ..... 6-14 22 鉄筋挿入工(ロックボルト工) ..... 6-14 23 コンクリート表面処理工(ウォータージェット工) ..... 6-14	第2章 市場単価 ..... 6-1 ① 共通事項 ..... 6-1 1 市場単価の定義 ..... 6-1 2 市場単価方式による積算 ..... 6-1 3 市場単価適用にあたっての留意事項 ..... 6-2 ② 各工種の留意事項 ..... 6-3 1 鉄筋工 ..... 6-3 <del>2 区画線工 ..... 6-4</del> <span style="color: red;">平成30年1月30日以降削除</span> <del>3 高視認性区画線工 ..... 6-5</del> 4 インターロッキングブロック工 ..... 6-5 5 防護柵設置工 ..... 6-6 6 法面工 ..... 6-7 7 道路植栽工 ..... 6-8 <del>8 橋梁塗装工 ..... 6-8</del> <span style="color: red;">平成30年7月30日以降削除</span> 9 橋梁用伸縮継手装置設置工 ..... 6-9 10 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 ..... 6-9 <del>11 構造物とりこわし工 ..... 6-9</del> <span style="color: red;">平成30年7月30日以降削除</span> 12 薄層カラー舗装工 ..... 6-10 13 道路標識設置工 ..... 6-10 14 公園植栽工 ..... 6-11 15 道路付属物設置工 ..... 6-11 16 吹付砕工 ..... 6-12 <del>17 コンクリートブロック積工 ..... 6-12</del> <span style="color: red;">平成30年7月30日以降削除</span> <del>18 軟弱地盤処理工 ..... 6-13</del> <del>19 排水構造物工 ..... 6-13</del> <span style="color: red;">平成30年1月30日以降削除</span> 20 橋面防水工 ..... 6-14 21 グルーピング工 ..... 6-14 22 鉄筋挿入工(ロックボルト工) ..... 6-14 23 コンクリート表面処理工(ウォータージェット工) ..... 6-14
第VI編 市場単価 目次		

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成30年7月30日以降適用)
<p>第VI編 市場単価 6-8</p>	<p><b>7 道路植栽工</b></p> <p>(1) 適用にあたっての留意事項</p> <p>1) 施工規模の取扱い</p> <p>施工規模は、低木(株物)植栽工、中木・高木植栽工、支柱設置、低木(株物)・中木及び高木せん定、寄植せん定、低木(株物)の区分毎に1工事における全体数量で判定する。</p> <p>(2) 変更設計時の取扱い</p> <p>設計変更(増減工)時の取扱いについては、インターロッキングブロック工と同様とする。</p> <p><b>8 橋梁塗装工</b></p> <p>(1) 適用にあたっての留意事項</p> <p>1) 施工規模の取扱い</p> <p>施工規模は、1工事におけるMAX1層の面積(各作業のうち最も広い面積)で判定する。</p> <p>[例] 中塗り (C-5) 1,000m<sup>2</sup> 1層 上塗り (C-5) 1,000m<sup>2</sup> 1層 この場合、施工規模判定面積は1,100m<sup>2</sup>とする。 現場塗装(F-11) 900m<sup>2</sup> 1層</p> <p>2) 鋼道路橋塗装便覧に定められている塗装で、設定の規格・仕様以外の塗装を行う場合は見積り等とする。</p> <p>(2) 変更設計時の取扱い</p> <p>設計変更(増減工)時の取扱いについては、インターロッキングブロック工と同様とする。</p>	<p><b>7 道路植栽工</b></p> <p>(1) 適用にあたっての留意事項</p> <p>1) 施工規模の取扱い</p> <p>施工規模は、低木(株物)植栽工、中木・高木植栽工、支柱設置、低木(株物)・中木及び高木せん定、寄植せん定、低木(株物)の区分毎に1工事における全体数量で判定する。</p> <p>(2) 変更設計時の取扱い</p> <p>設計変更(増減工)時の取扱いについては、インターロッキングブロック工と同様とする。</p> <p><b>8 橋梁塗装工</b></p> <p>(1) 適用にあたっての留意事項</p> <p>1) 施工規模の取扱い</p> <p>施工規模は、1工事におけるMAX1層の面積(各作業のうち最も広い面積)で判定する。</p> <p>[例] 中塗り (C-5) 1,000m<sup>2</sup> 1層 上塗り (C-5) 1,000m<sup>2</sup> 1層 この場合、施工規模判定面積は1,100m<sup>2</sup>とする。 現場塗装(F-11) 900m<sup>2</sup> 1層</p> <p>2) 鋼道路橋塗装便覧に定められている塗装で、設定の規格・仕様以外の塗装を行う場合は見積り等とする。</p> <p>(2) 変更設計時の取扱い</p> <p>設計変更(増減工)時の取扱いについては、インターロッキングブロック工と同様とする。</p>
	<p>6-8</p>	<p>6-8</p> <p style="text-align: right;">平成30年7月30日以降削除</p>

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

9 橋梁用伸縮継手装置設置工

(1) 適用にあたっての留意事項

- 「積算基準〔1 一般土木〕全国版その1 第VI編 第2章 ⑨-1 橋梁用伸縮継手装置設置工」に掲載されているタイプ以外は、設定の規格・仕様と適合しないため見積り等とする。
- 標準設計(北陸地整版)掲載の伸縮装置のうち、E J-IVについては、設定の規格・仕様と適合しないため見積り等とする。

(2) 変更設計時の取扱い

設計変更(増減工)時の取扱いについては、インターロッキングブロック工と同様とする。

10 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工

(1) 適用にあたっての留意事項

- 「積算基準〔1 一般土木〕全国版その1 第VI編 第2章 ⑨-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工」に掲載されているタイプ以外は、設定の規格・仕様と適合しないため見積り等とする。
- 標準設計(北陸地整版)掲載の伸縮装置のうち、E J-IVについては、設定の規格・仕様と適合しないため見積り等とする。

(2) 変更設計時の取扱い

設計変更(増減工)時の取扱いについては、インターロッキングブロック工と同様とする。

11 構造物とりこわし工

(1) 適用にあたっての留意事項

- バックホウ及び空気圧縮機の低騒音・超低騒音機種を使用する場合についても本市場単価を適用する。
- 施工規模は、機械施工、人力施工の区分毎(鉄筋・無筋等の規格・仕様による区別はしない)に1工事における全体数量で判定する。

(2) 変更設計時の取扱い

設計変更(増減工)時の取扱いについては、下表のとおりとする。

区 分		積 算 の 考 え 方		
事 項	施工種別	単価適用日	加算率の扱い	備 考
精算及び変更	同一	既契約時点	既契約時点と同じ	施工規模の適用で加算率が変化しても加算率の変更は行わない
	新	変更指示時点	変更新工種数量を施工規模としそれに応じた加算率を適用する	
新規施工箇所及び追加工事による変更		変更指示時点	追加工事数量を施工規模としそれに応じた加算率を適用する	変更指示時点が同時の場合の加算率の適用は、合計数量による加算率を適用する

- (注) 1. 同一とは、例えば、当初が機械施工で変更時にも機械施工で施工する場合をいう。  
 2. 新とは、例えば、当初が人力施工で変更で機械施工を増工した場合をいう。  
 3. 新規施工箇所及び追加工事の取扱いについては、「積算基準〔1 一般土木〕県版 第I編 第2章 ④ 4 変更設計における留意事項」による。

9 橋梁用伸縮継手装置設置工

(1) 適用にあたっての留意事項

- 「積算基準〔1 一般土木〕全国版その1 第VI編 第2章 ⑨-1 橋梁用伸縮継手装置設置工」に掲載されているタイプ以外は、設定の規格・仕様と適合しないため見積り等とする。
- 標準設計(北陸地整版)掲載の伸縮装置のうち、E J-IVについては、設定の規格・仕様と適合しないため見積り等とする。

(2) 変更設計時の取扱い

設計変更(増減工)時の取扱いについては、インターロッキングブロック工と同様とする。

10 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工

(1) 適用にあたっての留意事項

- 「積算基準〔1 一般土木〕全国版その1 第VI編 第2章 ⑨-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工」に掲載されているタイプ以外は、設定の規格・仕様と適合しないため見積り等とする。
- 標準設計(北陸地整版)掲載の伸縮装置のうち、E J-IVについては、設定の規格・仕様と適合しないため見積り等とする。

(2) 変更設計時の取扱い

設計変更(増減工)時の取扱いについては、インターロッキングブロック工と同様とする。

11 構造物とりこわし工

(1) 適用にあたっての留意事項

- バックホウ及び空気圧縮機の低騒音・超低騒音機種を使用する場合についても本市場単価を適用する。
- 施工規模は、機械施工、人力施工の区分毎(鉄筋・無筋等の規格・仕様による区別はしない)に1工事における全体数量で判定する。

(2) 変更設計時の取扱い

設計変更(増減工)時の取扱いについては、下表のとおりとする。

区 分		積 算 の 考 え 方		
事 項	施工種別	単価適用日	加算率の扱い	備 考
精算及び変更	同一	既契約時点	既契約時点と同じ	施工規模の適用で加算率が変化しても加算率の変更は行わない
	新	変更指示時点	変更新工種数量を施工規模としそれに応じた加算率を適用する	
新規施工箇所及び追加工事による変更		変更指示時点	追加工事数量を施工規模としそれに応じた加算率を適用する	変更指示時点が同時の場合の加算率の適用は、合計数量による加算率を適用する

- (注) 1. 同一とは、例えば、当初が機械施工で変更時にも機械施工で施工する場合をいう。  
 2. 新とは、例えば、当初が人力施工で変更で機械施工を増工した場合をいう。  
 3. 新規施工箇所及び追加工事の取扱いについては、「積算基準〔1 一般土木〕県版 第I編 第2章 ④ 4 変更設計における留意事項」による。

平成30年7月30日以降削除



平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

16 吹付砕工

(1) 適用にあたっての留意事項

1) 施工規模の取扱い

施工規模は、モルタル・コンクリート法砕吹付工、ラス張工の区分毎に各々1工事における全体数量で判定する。

(2) 設計変更時の取扱い

区 分		積 算 の 考 え 方		
事 項	施工種別	単価適用日	加 算 率 の 扱 い	備 考
精算及び変更	同一	既契約時点	既契約時点と同じ	施工規模の適用で加算率が変化しても加算率の変更は行わない
新規施工箇所及び追加工事による変更		変更指示時点	追加工事数量を施工規模としそれに応じた加算率を適用する	変更指示時点が同時の場合の加算率の適用は、合計数量による加算率を適用する

- (注) 1. 同一とは、例えば、当初がコンクリート法砕吹付で変更時においてもコンクリート法砕吹付である場合をいう。  
 2. 新規施工箇所及び追加工事の取扱いについては、「積算基準〔1 一般土木〕県版 第1編 第2章 ④ 4 変更設計における留意事項」による。

17 コンクリートブロック積工

(1) 適用にあたっての留意事項

1) 施工規模の取扱い

施工規模は、ブロック積工1工事における全体数量で判定する。

(2) 設計変更時の取扱い

区 分		積 算 の 考 え 方		
事 項	施工種別	単価適用日	加 算 率 の 扱 い	備 考
精算及び変更	同一	既契約時点	既契約時点と同じ	施工規模の適用で加算率が変化しても加算率の変更は行わない
新規施工箇所及び追加工事による変更		変更指示時点	追加工事数量を施工規模としそれに応じた加算率を適用する	

- (注) 1. 新規施工箇所及び追加工事の取扱いについては、「積算基準〔1 一般土木〕県版 第1編 第2章 ④ 4 変更設計における留意事項」による。

16 吹付砕工

(1) 適用にあたっての留意事項

1) 施工規模の取扱い

施工規模は、モルタル・コンクリート法砕吹付工、ラス張工の区分毎に各々1工事における全体数量で判定する。

(2) 設計変更時の取扱い

区 分		積 算 の 考 え 方		
事 項	施工種別	単価適用日	加 算 率 の 扱 い	備 考
精算及び変更	同一	既契約時点	既契約時点と同じ	施工規模の適用で加算率が変化しても加算率の変更は行わない
新規施工箇所及び追加工事による変更		変更指示時点	追加工事数量を施工規模としそれに応じた加算率を適用する	変更指示時点が同時の場合の加算率の適用は、合計数量による加算率を適用する

- (注) 1. 同一とは、例えば、当初がコンクリート法砕吹付で変更時においてもコンクリート法砕吹付である場合をいう。  
 2. 新規施工箇所及び追加工事の取扱いについては、「積算基準〔1 一般土木〕県版 第1編 第2章 ④ 4 変更設計における留意事項」による。

17 コンクリートブロック積工

(1) 適用にあたっての留意事項

1) 施工規模の取扱い

施工規模は、ブロック積工1工事における全体数量で判定する。

(2) 設計変更時の取扱い

区 分		積 算 の 考 え 方		
事 項	施工種別	単価適用日	加 算 率 の 扱 い	備 考
精算及び変更	同一	既契約時点	既契約時点と同じ	施工規模の適用で加算率が変化しても加算率の変更は行わない
新規施工箇所及び追加工事による変更		変更指示時点	追加工事数量を施工規模としそれに応じた加算率を適用する	

- (注) 1. 新規施工箇所及び追加工事の取扱いについては、「積算基準〔1 一般土木〕県版 第1編 第2章 ④ 4 変更設計における留意事項」による。

平成30年7月30日以降削除

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

第Ⅶ編 標準単価

① 共通事項	7-1
1 標準単価の定義	7-1
2 標準単価方式による積算	7-1
3 標準単価適用にあたっての留意事項	7-1
② 適用範囲、施工単価入力基準表等	7-2
1 区画線工	7-2
2 高視認性区画線工	7-9
3 排水構築物工	7-15

第Ⅶ編 標準単価

① 共通事項	7-1
1 標準単価の定義	7-1
2 標準単価方式による積算	7-1
3 標準単価適用にあたっての留意事項	7-1
<del>② 適用範囲、施工単価入力基準表等</del>	<del>7-2</del>
<del>1 区画線工</del>	<del>7-2</del>
<del>2 高視認性区画線工</del>	<del>7-9</del>
<del>3 排水構築物工</del>	<del>7-15</del>

平成30年7月30日以降削除

第Ⅶ編  
標準単価  
目次

② 適用範囲、施工単価入力基準表

1 区画線工

1. 適用範囲

本資料は、標準単価方式による、区画線工に適用する。

1-1 標準単価が適用出来る範囲

- (1) 道路に設置する区画線、道路標示の設置、消去。
- (2) 設置作業のうち、溶解式(手動)、溶剤型及び水性型ペイント式(車載式)。

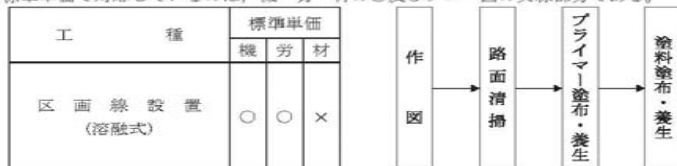
1-2 標準単価が適用出来ない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
  - 1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
  - 2) 設置作業のうち、ペイント式(手動)の場合。(ただし、北海道特殊規格において一部適用可)
  - 3) コンクリート舗装の上に設置された区画線、道路標示の消去の場合。
  - 4) その他、規格・仕様等が適合せず、標準単価が適用出来ない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



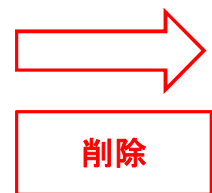
- (注) 1. 単価には、雑器具の費用を含む。
- 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。



- (注) 1. 単価には、雑器具の費用を含む。
- 2. 水性型ペイント式による区画線設置で発生した塗料廃液の処分費を含む。
- 3. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。



- (注) 1. 単価には、雑器具の費用を含む。
- 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。





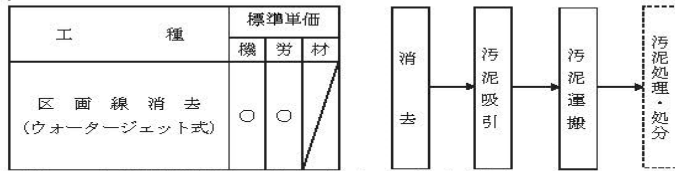
平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

3. 消去後のバーナー仕上げ及び黒ペイント塗りは含まない。
4. 消去後に発生した削りかす及び廃材等の処分費を含む。
5. 排水性舗装には適用しない。



- (注) 1. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。  
2. 消去後に発生した汚泥の処理・処分費は別途計上する。

2-2 標準単価の規格・仕様  
区画線工の標準単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 区画線設置(溶融式・手動)

規格・仕様	単位	日当たり標準施工量			
		供用区間	排水性舗装 供用区間	未供用区間	排水性舗装 未供用区間
実線	15cm m	1,000	950	1,100	1,050
	20cm m	925	879	1,020	967
	30cm m	625	594	688	653
	45cm m	550	523	605	575
破線	15cm m	900	855	990	941
	20cm m	825	784	908	862
	30cm m	550	523	605	575
	45cm m	500	475	550	523
ゼブラ	15cm m	850	808	935	888
	20cm m	775	736	853	810
	30cm m	525	499	578	549
	45cm m	450	428	495	470
矢印・記号・文字	15cm換算 m	400	380	440	418

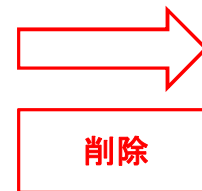
- (注) 1. 塗布厚は1.5mm以下とする。  
2. 線色は白色又は黄色とする。  
3. 破線は塗布延長とする。  
4. 矢印・記号・文字は所要材料換算長とし、溶融式に限り適用出来る。  
また、自転車マークのように構成する線幅が10cm未満の矢印・記号・文字及び、シール等の貼付け式には適用出来ない。

表2.2 区画線設置(ペイント式・車載式)

規格・仕様	単位	日当たり標準施工量		
		供用区間	未供用区間	
溶剤型・水性型 (加熱式・常温式)	実線	15cm m	3,000	3,830
		15cm m	2,500	3,190
	破線	30cm m	2,000	2,550

- (注) 1. 線色は白色又は黄色とする。  
2. 破線は塗布延長とする。

第Ⅶ編  
標準単価  
7-3



平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

表2.3 区画線消去

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量
削取り式		15cm換算 m	300
ウォータージェット式	溶融式	15cm換算 m	600
	ペイント式	15cm換算 m	700

- (注) 1. 一般的なアスファルト舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去は削取り式を標準とする。  
 2. 排水性舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去はウォータージェット式とする。

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表2.4 補正係数の適用基準

規格・仕様	記号	適用基準	備考
補正係数	K <sub>1</sub>	排水性舗装に施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量
	K <sub>2</sub>	未供用区間に施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	

(2) 補正係数の数値

表2.5 補正係数の数値

区分	記号	区画線設置		区画線消去	
		溶融式	ペイント式	削取り式	ウォータージェット式
補正係数	K <sub>1</sub>	1.05	-	-	-
	K <sub>2</sub>	0.91	0.79	-	-

- (注) 1. 排水性舗装に施工する場合の補正係数(K<sub>1</sub>)は、溶融式(手動)による施工及び排水性舗装用に開発された工法・材料等による施工のどちらにも適用できる。また、ペイント式は舗装の種別に関係なく適用できる。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = (設計単価(注1) × 設計数量) + 材料費(注2)

(注1) 設計単価 = 標準単価(機械・労務) × (K<sub>1</sub> × K<sub>2</sub>)

(注2) 材料費 = 主材料単価 × 使用数量 × (1 + 材料諸雑費率)

※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。

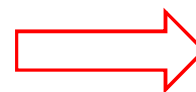
※材料諸雑費は、プロパンガス、希釈剤等の費用であり、材料諸雑費率は以下のとおりとする。

溶融式 : 0.05 ペイント式 : 0.03

< 施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合 >

- 1日未満で完了する場合(施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合)は、「積算基準〔1 一般土木〕 県版第1編第12章1日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。
- ペイント式(車載式)で、表層の完了待ちなどの工程調整により、1日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については、1日当たりの実施工量で判定する。
- 区画線消去(ウォータージェット式)で、施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合は、実施工量にかかわらず、日当たり標準施工量を実施した場合の金額を計上する。(SWB821230)

第Ⅶ編  
標準単価  
7-4



削除

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

3. 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。

表3.1 施工場所区分

区 分	工 事 種 別
供 用 区 間	維持修繕工事:維持修繕工事に伴う区画線工事
	現道拡幅工事等:現道拡幅工事に伴う区画線工事
	交通安全工事(1種):交差点改良, 停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種):現道の区画線の補修工事
未 供 用 区 間	バイパス工事等:バイパス新設など未供用区間の区画線工事

- (2) 仮区画線を施工する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。
- (3) 歩道部、駐車場に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。
- (4) コンクリート舗装に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。
- (5) 熔融式(手動)における横断線はゼブラを適用する。
- (6) 熔融式(手動)の矢印・文字・記号における「所要材料換算長」とは、重複施工する部分を平均20%と見込み、これを施工実延長に加えた値で、換算長の算出は次式による。  
 所要材料換算長(m) = 設計数量(塗布面積(m<sup>2</sup>)) ÷ 0.15 × 1.20 (重複施工ロス分)  
 ただし、構成する線幅が10cm未満の場合は適用出来ない。
- (7) 区画線設置のうち、減速・速度抑制等を目的とした破線(平行四辺形)は、矢印・記号・文字を適用する。
- (8) 水性型ペイント式については、気温5℃以上、湿度85%未満での施工を標準とする。また、新設舗装上に施工する場合は、養生期間を経て、路面上の水分、軽質油成分が消滅した後での施工を標準とする。
- (9) 仮区画線(引き取り対象としない区画線)の積算について  
 イ) 工事期間中における交通の切り回しの必要性から設置する区画線(以下「仮区画線」と言う)の積算は標準単価によるものとし、常温式を標準とする。  
 ロ) 仮区画線は仮設工に計上する。



削除

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

【参考】

区画線工で使用される一般的な材料仕様		
規格・仕様	種別	施工方式
JIS K 5665 1種 A	トラフィックペイント常温型	ペイント式水性型
JIS K 5665 1種 B		ペイント式溶剤型
JIS K 5665 2種 A	トラフィックペイント加熱型	ペイント式水性型
JIS K 5665 2種 B		ペイント式溶剤型
JIS K 5665 3種	トラフィックペイント溶融型	溶融式
JIS R 3301 1号	ガラスビーズ	各方式に合わせて使用
トラフィックペイント接着用	プライマー	溶融式

標準的な材料使用量

●溶融式(手動)

1,000m当たり

名称	区分	単位	実績				破線				ゼブラ				15cm換算
			15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	
塗料	厚1.5mm (厚1.0mm)	kg	570	760	1130	1700	570	760	1130	1700	570	760	1130	1700	570
	厚1.5mm 排水性舗装 (厚1.0mm) //	kg	855	1140	1695	2550	855	1140	1695	2550	855	1140	1695	2550	855
ガラスビーズ	JIS R 3301 1号	kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25
プライマー	トラフィックペイント常接着用	kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25
軽油	供用区間	ℓ	44	48	71	80	49	54	80	88	52	57	84	98	110
	排水性舗装	ℓ	46	50	74	84	51	56	84	93	54	60	89	103	116
	未供用区間	ℓ	40	43	65	73	44	49	73	80	47	52	77	89	100
	排水性舗装で未供用区間	ℓ	42	46	68	77	47	52	77	84	50	55	81	94	105

※使用材料の塗料、ガラスビーズ、プライマーはロス分を含む数量である。  
 ※プロパンガス等の費用は主材料(塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料)の5%を計上する。

●ペイント式(車載式)

1,000m当たり

名称	区分	単位	実績			破線		
			15cm	15cm	30cm	15cm	15cm	30cm
塗料	加熱式で施工する場合	ℓ	70	70	140			
	常温式で施工する場合	ℓ	50	50	100			
ガラスビーズ	加熱式で施工する場合	kg	59	59	118			
	常温式で施工する場合	kg	39	39	78			
軽油		ℓ	34	41	51			
	未供用区間に施工する場合	ℓ	27	32	40			

※使用材料の塗料、ガラスビーズはロス分を含む数量である。  
 ※プロパンガス、希釈剤等の費用は主材料(塗料、ガラスビーズ、燃料)の3%を計上する。

●溶融式(車載式)

1,000m当たり

名称	区分	単位	実績		破線	
			15cm	30cm	15cm	15cm
塗料	厚1.2mm (厚1.0mm)	kg	450	600	450	
	厚1.2mm 排水性舗装 (厚1.0mm) //	kg	(390)	(500)	(380)	
ガラスビーズ	JIS R 3301 1号	kg	25	33	25	
	トラフィックペイント常接着用	kg	25	33	25	
軽油	供用区間	ℓ	39	39	47	
	排水性舗装	ℓ	39	39	47	
	未供用区間	ℓ	31	31	37	
	排水性舗装で未供用区間	ℓ	31	31	37	

※使用材料の塗料、ガラスビーズ、プライマーはロス分を含む数量である。  
 ※プロパンガス等の費用は主材料(塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料)の5%を計上する。

●区画線消去(削り取り式)燃料使用量

1,000m当たり

名称	単位	15cm換算
軽油	ℓ	67
ガソリン	ℓ	37

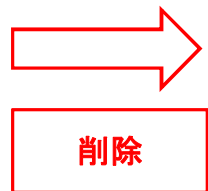
●ペイント式(手動式)

1,000m当たり

名称	適用	単位	実績		ゼブラ	
			15cm換算	15cm	15cm換算	15cm
塗料	常温式	ℓ	50		50	
ガラスビーズ	JIS R 3301 1号	kg	39		39	
軽油	供用区間	ℓ	20		24	
	未供用区間	ℓ	18		21	
ガソリン	供用区間	ℓ	2.6		3.1	
	未供用区間	ℓ	2.4		2.8	

※使用材料の塗料、ガラスビーズはロス分を含む数量である。  
 ※プロパンガス、希釈剤等の費用は主材料(塗料、ガラスビーズ、燃料)の3%を計上する。

第七編  
標準単価  
7-6



平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

4. 施工単価入力基準表  
(1) 区画線設置

施工歩掛コード	SWB821210		施工単位	m			
施工区分	入力条件						
	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7
各種	夜間作業の有無	施工方法区分	豪雪補正の有無	規格・仕様区分	時間的制約の有無	塗布厚	排水性舗装に施工する場合の補正
	①有り ②無し	①溶融式手動 ②ペイント式 溶剤型 ③ペイント式 水性型	①有り ②無し	(表4.1)	①著しく有り ②有り ③無し	①1.5mm ②1.0mm	①無し ②有り

J 8	J 9	J 10	J 11	J 12	J 13
未供用区間の場合の補正	溶融式塗料規格	ペイント式塗料規格	塗料区分	プライマー規格	費用の内訳
①無し ②有り	①含有量 15~18% ②含有量 20~23%	①常温 ②加熱	①白 ②黄 ③黄・緑・加ムラー ④各種	①アスファルト舗装 ②コンクリート舗装	①全ての費用 ②機械費、 労務費のみ ③材料費のみ

- (注) 1. J 2条件で①を選択した場合は、J 10条件を入力する必要はない。  
 2. J 2条件で②, ③を選択した場合は、J 6、J 7、J 9、J 12条件を入力する必要はない。  
 3. J 2条件で②, ③を選択した場合は、J 4条件で②~④、⑥、⑧~⑩を選択することは出来ない。  
 4. J 4条件で③を選択した場合の施工量は、所要材料換算長(20%割増)が考慮されているため、塗布面積を15cm換算した延長を入力する。

第Ⅶ編  
標準単価  
7-7

表4.1 規格・仕様区分

規格・仕様	入力番号
実線	15cm ①
	20cm ②
	30cm ③
	45cm ④
破線	15cm ⑤
	20cm ⑥
	30cm ⑦
	45cm ⑧
ゼブラ	15cm ⑨
	20cm ⑩
	30cm ⑪
	45cm ⑫
矢印・記号・文字	15cm換算 ⑬



削除

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

(2) 区画線消去

施工歩掛コード	SWB821220		施工単位	m		
施工区分	入力条件					
	J 1		J 2		J 3	
各種	夜間作業の有 無		施工方法の区分		豪雪補正の有 無	
	①有り ②無し		①削取り式 ②ウォーター ジェット式		①有り ②無し	
					①溶融式 ②ペイント式	
					消去対象物	
					時間的制約の有 無	
					①著しく有り ②有り ③無し	
					費用の内訳	
					①全ての費用 ②機械費、 労務費のみ ③材料費のみ	

- (注) 1. 施工量は、消去面積を15cm換算した延長とする。  
 2. J2条件で①を選択した場合は、J4条件は入力する必要はない。  
 3. J2条件で②を選択した場合は、J3、J6条件は入力する必要はない。

(3) 区画線消去(ウォータージェット式)日当たり標準施工量未満

施工歩掛コード	SWB821230		施工単位	式	
施工区分	入力条件				
	J 1		J 2		
各種	夜間作業の有 無		消去対象物		
	①有り ②無し		①溶融式 ②ペイント式		

- (注) 1. 施工量は、消去面積を15cm換算した延長とする。

第七編  
標準単価  
7-8



削除



平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

2 高視認性区画線工

1. 適用範囲

本資料は、標準単価方式による、高視認性区画線工に適用する。

1-1 標準単価が適用出来る範囲

- (1) 道路に設置する区画線、道路標示の設置、消去。
- (2) 設置作業のうち、リブ式(溶融式)および非リブ式(溶融式)。

1-2 標準単価が適用出来ない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
  - 1) リブ式で突起部(リブ)とライン部の施工が別となる場合。
  - 2) 排水性舗装上への区画線、道路標示の設置・消去の場合。また、コンクリート舗装上に設置された区画線、道路標示の消去の場合。
  - 3) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
  - 4) 設置作業のうち、2液反応式、貼付式の場合。
  - 5) 消去作業のうち、ウォータージェット式の場合。
  - 6) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

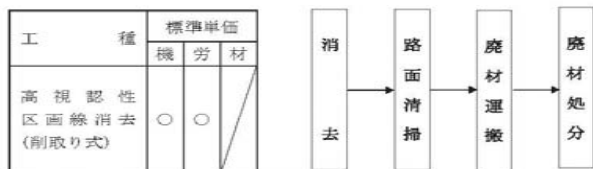
2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

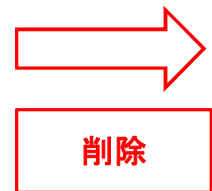
標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 単価には、雑器具の費用を含む。
- 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。



- (注) 1. 単価には、雑器具の費用を含む。
- 2. 消去後のパーナー仕上げ及び黒ペイント塗りは含まない。
- 3. 消去後に発生した削りかす及び廃材等の処分費を含む。
- 4. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。



平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

2-2 標準単価の規格・仕様

高視認性区画線工の標準単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 高視認性区画線設置(リブ式・熔融式)

規格・仕様	単位	日当たり標準施工量		
		供用区間	未供用区間	
実線	15cm	m	750	825
	20cm	m	650	715
	30cm	m	500	550

(注) 線色は白色又は黄色とする。

表2.2 高視認性区画線設置(非リブ式・熔融式)

規格・仕様	単位	日当たり標準施工量		
		供用区間	未供用区間	
実線	15cm	m	750	825
	20cm	m	650	715
	30cm	m	500	550
	45cm	m	425	468
ゼブラ	15cm	m	650	715
	20cm	m	550	605
	30cm	m	400	440
45cm	m	350	385	

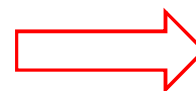
(注) 線色は白色又は黄色とする。

表2.3 高視認性区画線消去

規格・仕様	単位	日当たり標準施工量	
高視認性区画線消去(削取り式)	15cm換算	m	300

(注) 貼付式には適用出来ない。

第Ⅶ編  
標準単価  
7-10



削除

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

- 2-3 補正係数  
(1) 補正係数の適用基準

表2.4 補正係数の適用基準

規格・仕様	記号	適用基準	備考
補正係数 未供用区間に 施工する場合	K <sub>1</sub>	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量

- (2) 補正係数の数値

表2.5 補正係数の数値

区分	記号	高視認性区画線設置	
		リブ式(溶融式)	非リブ式(溶融式)
補正係数 未供用区間に 施工する場合	K <sub>1</sub>	0.91	0.91

- 2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = (設計単価(注1) × 設計数量) + 材料費(注2)

(注1) 設計単価 = 標準単価(機械・労務) × (K<sub>1</sub>)

(注2) 材料費 = 主材料単価 × 使用数量 × (1 + 材料諸雑費率)

※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。

※材料諸雑費は、プロパンガス等の費用であり、材料諸雑費率は以下のとおりとする。

リブ式・非リブ式: 0.02

<施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合>

1日未満で完了する場合(施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合)は、「積算基準

〔1 一般土木〕 県版第1編第12章1日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。

3. 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 高視認性区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。

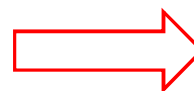
表3.1 施工場所区分

区分	工事種別
供用区間	維持修繕工事: 維持修繕工事に伴う区画線工事
	現道拡幅工事等: 現道拡幅工事に伴う区画線工事
	交通安全工事(1種): 交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事
	交通安全工事(2種): 現道の区画線の補修工事
未供用区間	バイパス工事等: バイパス新設など未供用区間の区画線工事

- (2) 非リブ式(溶融式)における横断線はゼブラを適用する。

- (3) 歩道部に区画線を設置する場合、高視認性区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。

第VII編  
標準単価  
7-11



削除

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

【参考】

標準的な材料使用量

●リブ式(溶融式)

各製品の材料使用量については、物価資料(季刊誌)による。

●リブ式(溶融式)燃料使用量(各製品共通)

1,000m当たり

名称	適用	単位	実線		
			15cm	20cm	30cm
軽油	供用区間	ℓ	59	68	88
	未供用区間		53	62	80
ガソリン	供用区間		2.5	2.9	3.8
	未供用区間		2.3	2.7	3.5

※使用材料の塗料、ガラスビーズ、プライマーはロス分を含む数量である。  
 ※プロパンガス等の費用は主材料(塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料)の2%を計上する。

●非リブ式(溶融式)

各製品の材料使用量については、物価資料(季刊誌)による。

●非リブ式(溶融式)燃料使用量(各製品共通)

1,000m当たり

名称	適用	単位	実線				ゼブラ			
			15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm
軽油	供用区間	ℓ	59	68	88	104	68	80	110	125
	未供用区間		53	62	80	94	62	73	100	114
ガソリン	供用区間		2.5	2.9	3.8	4.5	2.9	3.5	4.8	5.4
	未供用区間		2.3	2.7	3.5	4.1	2.7	3.1	4.3	4.9

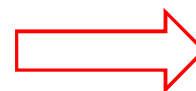
※使用材料の塗料、ガラスビーズ、プライマーはロス分を含む数量である。  
 ※プロパンガス等の費用は主材料(塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料)の2%を計上する。

●区画線消去(削り取り式)燃料使用量

1,000m当たり

名称	単位	15cm換算
軽油	ℓ	67
ガソリン	ℓ	37

第七編  
標準単価  
7-12



削除

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

4. 施工単価入力基準表

(1) 高視認性区画線設置

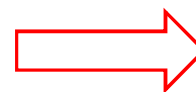
施工歩掛コード	SWB821310		施工単位	m			
施工区分	入力条件						
	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7
各種	夜間作業の有無	施工方法区分	豪雪補正の有無	規格・仕様区分	時間的制約の有無	未供用区間の場合の補正	塗布使用量
	①有り ②無し	①リブ式 ②非リブ式	①有り ②無し	(表4.1)	①著しく有り ②有り ③無し	①無し ②有り	(kg/1000m) (実数入力)
	J 8	J 9	J 10	J 11	J 12	J 13	J 14
	ガラスビーズ規格	ガラスビーズ(JIS R 3301 1号)使用量	ガラスビーズ(専用)使用量	プライマー使用量	軽油使用量	ガソリン使用量	費用の内訳
	①JIS R 3301 1号のみ ②専用のみ ③JIS R 3301 1号・専用共	(kg/1000m) (実数入力)	(kg/1000m) (実数入力)	(kg/1000m) (実数入力)	(l/1000m) (実数入力)	(l/1000m) (実数入力)	①全ての費用 ②機械費、労務費のみ ③材料費のみ

- (注) 1. J 2条件で①を選択した場合は、J 4条件で④～⑧を選択することが出来ない。  
 2. J 8条件で①を選択した場合は、J 10条件を入力する必要はない。  
 3. J 8条件で②を選択した場合は、J 9条件を入力する必要はない。

表4.1 規格・仕様区分

規格・仕様		入力番号
実線	15cm	①
	20cm	②
	30cm	③
	45cm	④
ゼブラ	15cm	⑤
	20cm	⑥
	30cm	⑦
	45cm	⑧

第Ⅶ編  
標準単価  
7-13



削除

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

(2) 高視認性区画線消去(削取り式)

施工歩掛コード	SWB821320		施工単位	m
施工区分	入力条件			
	J 1	J 2	J 3	J 4
各種	夜間作業の 有 無	豪雪補正の 有 無	時間的制約の 有 無	費用の内訳
	①有り ②無し	①有り ②無し	①著しく有り ②有り ③無し	①全ての費用 ②機械費、 労務費のみ ③材料費のみ

- (注) 1. 施工量は、消去面積を15cm換算した延長で入力する。  
 2. 本コードは、排水性舗装、コンクリート舗装の上に施工された区画線には適用出来ない。

第七編  
標準単価  
7-14



削除



3 排水構造物工

1. 適用範囲

本資料は、標準単価方式による排水構造物工に適用する。

1-1 標準単価が適用出来る範囲

- (1) 排水構造物工のうちプレキャスト製品によるU型(落蓋型、鉄筋コンクリートベンチフリュームを含む)側溝、自由勾配側溝及び蓋版の設置、再利用撤去工事に適用。

1-2 標準単価が適用出来ない範囲

- (1) 積算基準書等により別途積算するもの
  - 1) 再利用を目的としない側溝本体及び蓋版本体の撤去工事。
  - 2) 地すべり防止施設及び急傾斜崩壊対策施設における側溝の設置工事。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
  - 1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
  - 2) その他、規格・仕様等が適合せず、標準単価が適用出来ない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

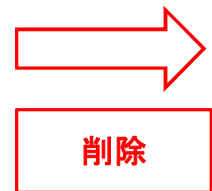
標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 側溝本体、基礎砕石の材料費は含まない。  
 2. 敷モルタルの材料費(材料ロス含む)は含む。  
 3. 据付けに必要なクレーン及びカッターブレード、コンクリートカッター、目地モルタル、U型側溝損失分の費用、現場内小運搬等の費用を含む。  
 4. 基面整正は含まない。



- (注) 1. 側溝本体、基礎砕石、基礎コンクリート、底部コンクリートの材料費は含まない。  
 2. 据付けに必要なクレーン及びカッターブレード、コンクリートカッター、目地モルタル、自由勾配側溝損失分の費用、現場内小運搬等の費用を含む。  
 3. 基面整正は含まない。  
 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。  
 なお、必要な場合は別途計上する。



平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

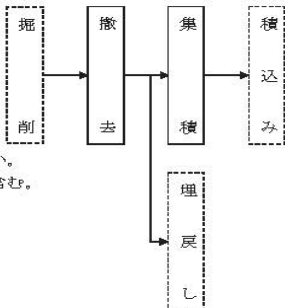
改定後(平成30年7月30日以降適用)

工種	標準単価		
	機	労	材
蓋版	○	○	×

据  
付  
け

- (注) 1. 蓋版本体の材料費は含まない。  
2. 鋼製蓋版の場合は、受枠の設置を含む。  
3. 現場内小運搬等の費用を含む。

工種	標準単価		
	機	労	材
再利用撤	○	○	—



- (注) 1. 基礎部分の撤去は含まない。  
2. 現場内小運搬等の費用を含む。

2-2 標準単価の規格・仕様

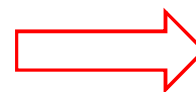
排水構造物工の標準単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様

区分		規格・仕様		単位	日当たり標準施工量	
排水構造物工	U型側溝	L=600	60kg/個以下	m	28	
			60を超え300kg/個以下	m	26	
		L=2,000	1,000kg/個以下	m	43	
			1,000を超え2,000kg/個以下	m	29	
	自由勾配側溝	L=2,000	2,000を超え2,900kg/個以下	m	23	
			1,000kg/個以下	m	27	
		蓋版	コンクリート・鋼製	1,000を超え2,000kg/個以下	m	22
				2,000を超え2,900kg/個以下	m	20
		40kg/枚以下	枚	200		
		40を超え170kg/枚以下	枚	120		

- (注) 鋼製蓋版については、受枠の質量を含めた1枚当り質量とする。

第Ⅶ編  
標準単価  
7-16



削除

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

2-3 補正係数  
(1) 補正係数の適用基準

表2.2 補正係数の適用基準

規格・仕様	記号	適用基準	備考
L=1,000を使用する場合	K <sub>1</sub>	使用する側溝本体の長さ(L)が1,000mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量
法面小段面	K <sub>2</sub>	法面小段面における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量
法面縦排水	K <sub>3</sub>	法面縦排水部における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量
基礎碎石を施工しない場合	K <sub>4</sub>	基礎碎石を施工しない場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量
再利用撤去	K <sub>5</sub>	再利用を目的とした側溝本体及び蓋版本体の撤去作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量

(2) 補正係数の数値

表2.3 補正係数の数値

規格・仕様	記号	U型側溝	自由勾配側溝	蓋版
L=1,000を使用する場合	K <sub>1</sub>	1.17	-	-
法面小段面	K <sub>2</sub>	1.21	-	1.00
法面縦排水	K <sub>3</sub>	1.38	-	-
基礎碎石を施工しない場合	K <sub>4</sub>	0.87	0.87	-
再利用撤去	K <sub>5</sub>	0.51	-	0.62

(注) L = 1,000を使用する場合の補正係数(K<sub>1</sub>)が補正の対象としているのはU型L=2,000であり、個当り質量を2mに換算し、適合する規格・仕様の単価を係数で補正する。

第七編  
標準単価  
7-17



削除

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成30年7月30日以降適用)
<p>第Ⅶ編 標準単価 7-18</p>	<p>2-4 直接工事費の算出 〔設置〕 直接工事費=(設計単価(注1)×設計数量)+材料費(注2又は注3) (注1) 設計単価=標準単価×(K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>×……×K<sub>n</sub>) (注2) 材 料 費=側溝材料単価×設計数量+基礎碎石材料単価×設計数量×1.20(ロス分) +コンクリート材料単価×設計数量×1.06(ロス分) (注3) 材 料 費=蓋版材料単価×設計数量</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 標準単価には、側溝本体、蓋版、基礎碎石、基礎コンクリート、底部コンクリートの材料費は含まない。 (2) 側溝、蓋版の設置、再利用撤去における施工方法(機械・人力)は問わない。 (3) 移設時の設置工事にも適用出来る。 (4) 敷材としてモルタルに替えて砂を使用する場合にも適用出来る。 (5) 鋼製蓋版は受枠の有無にかかわらず適用出来る。</p>	<div data-bbox="1205 644 1397 730" style="text-align: center;">  </div> <div data-bbox="1205 746 1397 833" style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">削除</p> </div>

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

4. 施工単価入力基準表

(1) U型側溝

施工歩掛コード	SWB821410		施工単位	m		
施工区分	入力条件					
	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6
各種	作業区分	L=1,000mmの 使用の有 無	夜間作業の有 無	U型側溝の 種類	U型側溝の 規格	U型側溝の 規格・仕様
	①掘付け ②再利用撤去 ③再利用撤去・掘付け	①無し ②有り	①有り ②無し	(表4.3)	(表4.3)	(表4.1)

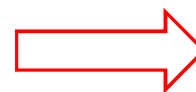
J 7	J 8	J 9	J 10	J 11	J 12
U型側溝の 質量	時間的制約の有 無	施工箇所における 補正	基礎碎石施工の有 無	基礎碎石の種類	基礎碎石設計 数量
(表4.1)	①著しく有り ②有り ③無し	①無し ②小段面部 ③縦排水部	①有り ②無し	(表4.2)	(m3/10m) (実数入力)

- (注) 1. J 1条件において②・③を選択した場合、U型側溝の単価登録をする必要はない。  
 2. J 1条件において②を選択した場合、J 10条件は選択する必要はない。  
 3. J 2条件において②を選択した場合、各々の個当り質量を2mに換算し、表4.1の③～⑤に適合する規格・仕様を選択するため、J 4条件は③を選択し、J 7条件は③～⑤を選択すること。  
 4. J 4条件において④を選択した場合、側溝単価(Y-2910007)[円/個]を単価登録すること。  
 5. J 10条件において①を選択した場合のみ、J 11・J 12条件を選択すること。  
 6. J 11条件において③を選択した場合、碎石単価(Y-2910008)[円/㎡]を単価登録すること。  
 7. 基礎碎石の材料使用量の補正を含む。  
 8. U型側溝材料が支給品の場合は支給品扱いとして計上する。

表4.1 規格・仕様

規格	質量	入力番号
L=600mm	60kg/個以下	①
	60を超え300kg/個以下	②
L=2,000mm	1,000kg/個以下	③
	1,000を超え2,000kg/個以下	④
	2,000を超え2,900kg/個以下	⑤

第Ⅶ編  
標準単価  
7-19



削除

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

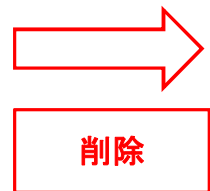
改定後(平成30年7月30日以降適用)

表4.2 基礎碎石の種類

種類	入力番号
クラッシュヤラン 40~0	①
" 30~0	②
" 20~0	③
再生クラッシュヤラン 80~0	④
" 40~0	⑤
Y-2910006(各種)	⑥

表4.3 U型側溝の種類

種類	入力番号
240 240×240×600	①
300 A 300×240×600	②
300 B 300×300×600	③
300 C 300×360×600	④
360 A 360×300×600	⑤
360 B 360×360×600	⑥
450 450×450×600	⑦
600 600×600×600	⑧
250 250×250×2000	⑨
300 A 300×300×2000	⑩
300 B 300×400×2000	⑪
300 C 300×500×2000	⑫
400 A 400×400×2000	⑬
400 B 400×500×2000	⑭
500 A 500×500×2000	⑮
500 B 500×600×2000	⑯
250 250×250×2000	⑰
300 A 300×300×2000	⑱
300 B 300×400×2000	⑲
300 C 300×500×2000	⑳
400 A 400×400×2000	㉑
400 B 400×500×2000	㉒
500 A 500×500×2000	㉓
500 B 500×600×2000	㉔
Y-2910007(各種)	㉕





平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

(2) 自由勾配側溝

施工歩掛コード	SWB821420		施工単位	m		
施工区分	入力条件					
	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6
各種	夜間作業の有 無	規格・仕様区分	時間的制約の有 無	基礎コンクリートの種類	基礎コンクリート設計数量	基礎砕石施工の有 無
	①有り ②無し	(表4.4)	①著しく有り ②有り ③無し	(表4.5)	(m <sup>3</sup> /10m) (実数入力)	①有り ②無し

J 7	J 8	J 9	J 10
基礎砕石の種類	基礎砕石設計数量	底部コンクリートの種類	底部コンクリート設計数量
(表4.2)	(m <sup>3</sup> /10m) (実数入力)	(表4.5)	(m <sup>3</sup> /10m) (実数入力)

- (注) 1. 側溝単価 (Y-2910012) [円/個] を単価登録すること。  
 2. J 1条件において①を選択した場合、生コンクリート夜間割増額 (Y-2910013) [円/㎡] を単価登録すること。  
 3. J 4条件において③を選択した場合、生コンクリート単価 (Y-2910010) [円/㎡] を単価登録すること。  
 4. J 6条件において①を選択した場合のみ、J 7・J 8条件を入力すること。  
 5. J 7条件において③を選択した場合、砕石単価 (Y-2910009) [円/㎡] を単価登録すること。  
 6. J 9条件において③を選択した場合、生コンクリート単価 (Y-2910011) [円/㎡] を単価登録すること。  
 7. J 1条件において①を選択した場合、生コンクリート夜間割増額 (Y-2910014) [円/㎡] を単価登録すること。  
 8. 基礎コンクリート、基礎砕石及び底部コンクリートの材料使用量の補正を含む。  
 9. 自由勾配側溝材料が支給品の場合は支給品扱いとして計上する。

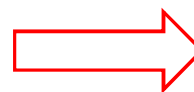
表4.4 規格・仕様

規格	質量	入力番号
L=2,000mm	1,000kg/個以下	①
	1,000を超え2,000kg/個以下	②
	2,000を超え2,900kg/個以下	③

表4.5 基礎及び底部コンクリートの種類

種類	入力番号
18-8-40 (普通)	①
# (高炉)	②
基礎 Y-2910010 (各種)	③
底部 Y-2910011 (各種)	④

第七編  
標準単価  
7-21



削除

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

(3) 蓋版

施工歩掛コード	SWB821430		施工単位	枚			
施工区分	入力条件						
	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7
各種	作業区分	夜間作業の有 無	蓋版の種類	蓋版の規格	規格・仕様区分	時間的制約の有 無	施工箇所における補正
	①据付け ②再利用撤去 ③再利用撤去・据付け	①有り ②無し	(表4.6)	(表4.6)	(表4.7)	①著しく有り ②有り ③無し	①無し ②小段面部

- (注) 1. J 1条件において②・③を選択した場合、蓋版の単価登録をする必要はない。  
 2. J 3条件において⑥を選択した場合、側溝蓋単価(Y-2910015) [円/枚]を単価登録すること。  
 3. J 3条件において⑦を選択した場合のみ、J 5条件を選択すること。  
 4. 蓋版材料が支給品の場合は支給品扱いとして計上する。

表4.6 蓋版の種類

種類	入力番号
240 33×4.5×60	①
鉄筋コンクリートU型 1種	②
300 40×6×60	③
360 46×6.5×60	④
JIS A 5372 450 56×7×60	⑤
600 74×7.5×60	⑥
240 33×10×60	⑦
鉄筋コンクリートU型 2種	⑧
300 40×10×60	⑨
360 46×10×60	⑩
JIS A 5372 450 56×12×60	⑪
600 74×15×60	⑫
道路用鉄筋コンクリート側溝 1種	⑬
250 36.2×9×50	⑭
300 41.2×9.5×50	⑮
400 51.2×11×50	⑯
JIS A 5372 500 62.2×12.5×50	⑰
道路用鉄筋コンクリート側溝 3種	⑱
250 36.2×9×50	⑲
300 41.2×9.5×50	⑳
400 51.2×11×50	㉑
JIS A 5372 500 62.2×12.5×50	㉒
Y-2910015(各種)	㉓

表4.7 規格・仕様

規格	質量	入力番号
コンクリート	40kg/枚以下	①
鋼製	40を超え170kg/枚以下	②



削除

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

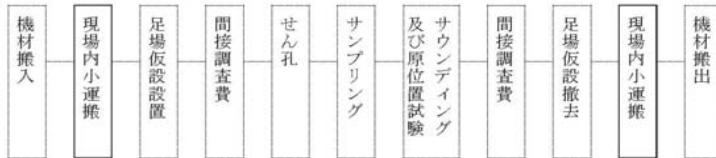
改定後(平成30年7月30日以降適用)

2-4-3 市場単価の設定

1. 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線部分である。

調査費	市場単価		
	機	労	材
現場内小運搬	○	○	×



2. 市場単価の規格・仕様区分

表2.4.2 現場内小運搬の規格区分

種別	規格	単位
人肩運搬	50m以下	総運搬距離 t
	50m超100m以下	〃 〃
特装車運搬(クローラ)	100m以下	総運搬距離 〃
	100m超500m以下	〃 〃
モノレール運搬	100m以下	設置距離 〃
	100m超500m以下	〃 〃
索道運搬	500m超1000m以下	〃 〃
	100m以下	設置距離 〃
	100m超500m以下	〃 〃
	500m超1000m以下	〃 〃

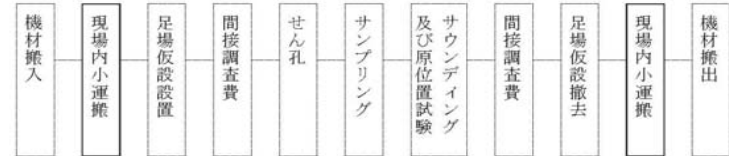
上表以外は別途計上する。

2-4-3 市場単価の設定

1. 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線部分である。

調査費	市場単価		
	機	労	材
現場内小運搬	○	○	×



2. 市場単価の規格・仕様区分

表2.4.2 現場内小運搬の規格区分

種別	規格	単位
人肩運搬	50m以下	総運搬距離 t
	50m超100m以下	〃 〃
特装車運搬(クローラ)	100m以下	総運搬距離 〃
	100m超300m以下	〃 〃
	300m超500m以下	〃 〃
モノレール運搬	500m超1000m以下	〃 〃
	50m以下	設置距離 〃
	50m超100m以下	〃 〃
	100m超200m以下	〃 〃
	200m超300m以下	〃 〃
索道運搬	300m超500m以下	〃 〃
	500m超1000m以下	〃 〃
	100m以下	設置距離 〃
	100m超500m以下	〃 〃
	500m超1000m以下	〃 〃

上表以外は別途計上する。

規格の細分化

第2章  
地質調査  
第2節  
機械ボーリング  
2-2-12

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

表2.4.3 現場内小運搬における架設・撤去の規格区分

種別	規格	単位
モノレール運搬	100m以下	箇所
	100m超500m以下	#
	500m超1000m以下	#
索道運搬	100m以下	#
	100m超500m以下	#
	500m超1000m以下	#

上表以外は別途計上する。

表2.4.4 現場内小運搬における機械器具損料の規格区分

種別	規格	単位
モノレール運搬	100m以下	日
	100m超500m以下	#
	500m超1000m以下	#
索道運搬	100m以下	#
	100m超500m以下	#
	500m超1000m以下	#

上表以外は別途計上する。

3. 補正係数の設定

表2.4.5 標高差における距離の補正係数

小運搬方法	補正值	換算距離の計算
人肩運搬	5	換算距離=運搬距離+標高差×補正值
特装車運搬(クローラ)	3	換算距離=運搬距離+標高差×補正值

標高差は1m単位とする。

4. 間接調査費の算出

(人肩運搬, 特装車運搬)  
 間接調査費=設計単価×運搬総重量  
 設計単価=標準の市場単価(換算距離別)

(モノレール運搬, 索道運搬)  
 間接調査費=設計単価(運搬)×運搬総重量+設計単価(架設・撤去)  
 +設計単価(機械器具損料)×供用日数  
 設計単価=標準の市場単価 ただし、機械器具損料は特別調査により別途計上する。  
 供用日数=架設日数+調査・試験等作業日数+撤去日数

2-4-4 適用に当たっての留意事項

現場内の各小運搬方法に伴う機材、雑品はこれを含むものとする。

表2.4.3 現場内小運搬における架設・撤去の規格区分

種別	規格	単位
モノレール運搬	50m以下	箇所
	50m超100m以下	#
	100m超200m以下	#
	200m超300m以下	#
	300m超500m以下	#
索道運搬	500m超1000m以下	#
	100m以下	#
	100m超500m以下	#
	500m超1000m以下	#

上表以外は別途計上する。

表2.4.4 現場内小運搬における機械器具損料の規格区分

種別	規格	単位
モノレール運搬	50m以下	日
	50m超100m以下	#
	100m超200m以下	#
	200m超300m以下	#
	300m超500m以下	#
索道運搬	500m超1000m以下	#
	100m以下	#
	100m超500m以下	#
	500m超1000m以下	#

上表以外は別途計上する。

3. 補正係数の設定

表2.4.5 標高差における距離の補正係数

小運搬方法	補正值	換算距離の計算
人肩運搬	5	換算距離=運搬距離+標高差×補正值
特装車運搬(クローラ)	3	換算距離=運搬距離+標高差×補正值

標高差は1m単位とする。

4. 間接調査費の算出

(人肩運搬, 特装車運搬)  
 間接調査費=設計単価×運搬総重量  
 設計単価=標準の市場単価(換算距離別)

(モノレール運搬, 索道運搬)  
 間接調査費=設計単価(運搬)×運搬総重量+設計単価(架設・撤去)  
 +設計単価(機械器具損料)×供用日数  
 設計単価=標準の市場単価 ただし、機械器具損料は特別調査により別途計上する  
 供用日数=架設日数+調査・試験等作業日数+撤去日数

2-4-4 適用に当たっての留意事項

現場内の各小運搬方法に伴う機材、雑品はこれを含むものとする。

規格の細分化

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

2-4-5 日当たり作業量  
日当たり作業量は下表を標準とする。

表2.4.6 現場内小運搬の日当たり作業量

種別・規格	単位	日当たり作業量
人肩運搬	50m以下	5
	50m超100m以下	2
	100m以下	5
特装车運搬(クローラ)	100m超500m以下	3
	500m超1000m以下	2
モノレール運搬	100m以下	5
	100m超500m以下	4
	500m超1000m以下	3
索道運搬	100m以下	5
	100m超500m以下	4
	500m超1000m以下	3

表2.4.7 現場内小運搬における架設の日当たり作業量

種別・規格	単位	日当たり作業量
モノレール運搬	100m以下	箇所 0.44
	100m超500m以下	0.14
	500m超1000m以下	0.077
索道運搬	100m以下	0.41
	100m超500m以下	0.19
	500m超1000m以下	0.11

表2.4.8 現場内小運搬における撤去の日当たり作業量

種別・規格	単位	日当たり作業量
モノレール運搬	100m以下	箇所 0.57
	100m超500m以下	0.38
	500m超1000m以下	0.10
索道運搬	100m以下	0.65
	100m超500m以下	0.23
	500m超1000m以下	0.13

2-5 足場仮設

2-5-1 適用範囲

足場仮設は、市場単価方式による地質調査に適用する。

1. 市場単価が適用できる範囲

足場仮設のうち、平坦地足場、湿地足場、傾斜地足場、水上足場に適用する。

2-5-2 編成人員

滞在費を算出するための足場仮設の編成人員は次表を標準とする。

職種	主任地質調査員	地質調査員
人員	0.5	1.0

2-4-5 日当たり作業量  
日当たり作業量は下表を標準とする。

表2.4.6 現場内小運搬の日当たり作業量

種別・規格	単位	日当たり作業量
人肩運搬	50m以下	t 3.2
	50m超100m以下	1.3
	100m以下	3.5
特装车運搬(クローラ)	100m超300m以下	1.9
	300m超500m以下	1.4
	500m超1000m以下	1.2
モノレール運搬	50m以下	3.4
	50m超100m以下	2.8
	100m超200m以下	2.3
	200m超300m以下	1.0
	300m超500m以下	1.0
	500m超1000m以下	1.0
索道運搬	100m以下	5.0
	100m超500m以下	4.0
	500m超1000m以下	3.0

表2.4.7 現場内小運搬における架設の日当たり作業量

種別・規格	単位	日当たり作業量
モノレール運搬	50m以下	箇所 1.2
	50m超100m以下	0.6
	100m超200m以下	0.3
	200m超300m以下	0.2
	300m超500m以下	0.16
索道運搬	500m超1000m以下	0.08
	100m以下	0.41
	100m超500m以下	0.19
	500m超1000m以下	0.11

表2.4.8 現場内小運搬における撤去の日当たり作業量

種別・規格	単位	日当たり作業量
モノレール運搬	50m以下	箇所 1.66
	50m超100m以下	0.74
	100m超200m以下	0.60
	200m超300m以下	0.35
	300m超500m以下	0.31
索道運搬	500m超1000m以下	0.10
	100m以下	0.65
	100m超500m以下	0.23
	500m超1000m以下	0.13

2-5 足場仮設

2-5-1 適用範囲

足場仮設は、市場単価方式による地質調査に適用する。

1. 市場単価が適用できる範囲

足場仮設のうち、平坦地足場、湿地足場、傾斜地足場、水上足場に適用する。

2-5-2 編成人員

滞在費を算出するための足場仮設の編成人員は次表を標準とする。

職種	主任地質調査員	地質調査員
人員	0.5	1.0

規格の細分化  
及び数量の変更

第2章  
地質調査  
第2節  
機械ボーリ  
ング  
2-2-14



平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

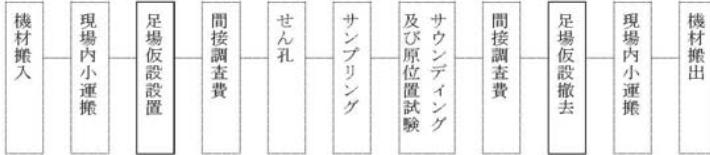
改定後(平成30年7月30日以降適用)

2-5-3 市場単価の設定

1. 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線部分である。

調査費	市場単価		
	機	労	材
足場仮設	○	○	○



2. 市場単価の規格・仕様区分

表2.5.1 足場仮設の規格区分

種別	規格	単位
平地地足場	高さ0.3m以下	箇所
	高さ0.3m超	〃
湿地足場		〃
傾斜地足場	地形傾斜 15°以上~30°未満	〃
	地形傾斜 30°以上~45°未満	〃
	地形傾斜 45°以上~60°	〃
水上足場	水深1m以下	〃
	水深3m以下	〃
	水深5m以下	〃
	水深10m以下	〃

上表以外は別途計上する。

3. 補正係数の設定

表2.5.2 足場仮設におけるボーリング深度の補正係数

足場の区分	50m以下	50m超80m以下	80m超120m以下	120m超
記号	K1	K2	K3	K4
平地地足場	1.00	1.05	1.10	1.20
湿地足場	1.00	1.05	1.10	1.20
傾斜地足場	1.00	1.05	1.10	1.20
水上足場	1.00	1.05	1.10	1.20

4. 間接調査費の算出

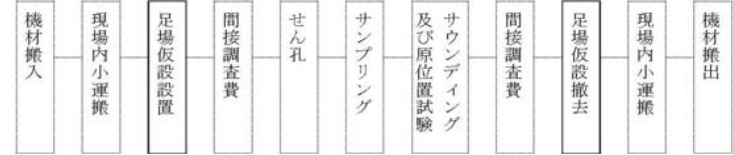
間接調査費=設計単価×設計数量  
設計単価=標準の市場単価×(K1~K4)

2-5-3 市場単価の設定

1. 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線部分である。

調査費	市場単価		
	機	労	材
足場仮設	○	○	○



2. 市場単価の規格・仕様区分

表2.5.1 足場仮設の規格区分

種別	規格	単位
平地地足場	高さ0.3m以下	箇所
	高さ0.3m超	〃
湿地足場		〃
傾斜地足場	地形傾斜 15°以上~30°未満	〃
	地形傾斜 30°以上~45°未満	〃
	地形傾斜 45°以上~60°	〃
水上足場	水深1m以下	〃
	水深3m以下	〃
	水深5m以下	〃
	水深10m以下	〃

上表以外は別途計上する。

3. 補正係数の設定

表2.5.2 足場仮設におけるボーリング深度の補正係数

足場の区分	50m以下	50m超80m以下	80m超120m以下	120m超
記号	K1	K2	K3	K4
平地地足場	1.00	1.05	1.10	1.20
湿地足場	1.00	1.05	1.10	1.20
傾斜地足場	1.00	1.05	1.10	1.20
水上足場	1.00	1.05	1.10	1.20

4. 間接調査費の算出

間接調査費=設計単価×設計数量  
設計単価=標準の市場単価×(K1~K4)

規格の細分化

第2章  
地質調査  
第2節  
機械ボーリング  
2-2-15

平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

2-5-4 適用に当たっての留意事項

1. 単価は、ボーリング槽設置撤去、機械分解組立を含むものとする。
2. 水上足場において、ボーリング槽設置撤去のために「とび工」が必要な場合、並びに、水底の地形が傾斜しており、整地のため「潜水士」が必要な場合は、別途計上するものとする。
3. 水上足場は、作業船を含むものとする。
4. 水上足場は、河川・湖沼等波浪の少ない場合とし、海上の場合は、別途計上する。
5. 水上足場設置後に、作業現場までの移動に船外機搭載の船舶等を使用する必要がある場合の移動費用については、別途計上する。

2-5-5 日当たり作業量

日当たり作業量は下表を標準とする。

表2.5.3 足場仮設の日当たり作業量(設置・撤去)

種別・規格	単位	日当たり作業量	
平坦地足場	箇所	2.0	
湿地足場	#	1.0	
傾斜地足場	地形傾斜15°以上~30°未満	#	1.0
	地形傾斜30°以上~45°未満	#	0.5
	地形傾斜45°以上~60°	#	0.5
水上足場	水深1m以下	#	0.5
	水深3m以下	#	0.5
	水深5m以下	#	0.3
	水深10m以下	#	0.3

規格の細分化

2-5-4 適用に当たっての留意事項

1. 単価は、ボーリング槽設置撤去、機械分解組立を含むものとする。
2. 水上足場において、ボーリング槽設置撤去のために「とび工」が必要な場合、並びに、水底の地形が傾斜しており、整地のため「潜水士」が必要な場合は、別途計上するものとする。
3. 水上足場は、作業船を含むものとする。
4. 水上足場は、河川・湖沼等波浪の少ない場合とし、海上の場合は、別途計上する。
5. 水上足場設置後に、作業現場までの移動に船外機搭載の船舶等を使用する必要がある場合の移動費用については、別途計上する。

2-5-5 日当たり作業量

日当たり作業量は下表を標準とする。

表2.5.3 足場仮設の日当たり作業量(設置・撤去)

種別・規格	単位	日当たり作業量	
平坦地足場	高さ0.3m以下	箇所	2.0
	高さ0.3m超	#	1.25
湿地足場	#	1.0	
傾斜地足場	地形傾斜15°以上~30°未満	#	1.0
	地形傾斜30°以上~45°未満	#	0.5
	地形傾斜45°以上~60°	#	0.5
水上足場	水深1m以下	#	0.5
	水深3m以下	#	0.5
	水深5m以下	#	0.3
	水深10m以下	#	0.3

2-6 その他間接調査費

2-6-1 適用範囲

その他間接調査費は、市場単価方式による地質調査に適用する。

1. 市場単価が適用できる範囲

その他間接調査費は、間接調査費のうち、準備及び跡片付け、搬入路伐採等、環境保全、調査孔閉塞、給水費(ポンプ運転)とする。

2-6-2 編成人員

滞在費を算出するためのその他の間接調査費1業務あるいは1箇所当たりの編成人員は下表を標準とする。

工種	職種	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員
準備及び跡片付け	地質調査技師	1.0	1.0	0.5
	主任地質調査員		0.5	1.0
	地質調査員		1.0	1.0

2-6 その他間接調査費

2-6-1 適用範囲

その他間接調査費は、市場単価方式による地質調査に適用する。

1. 市場単価が適用できる範囲

その他間接調査費は、間接調査費のうち、準備及び跡片付け、搬入路伐採等、環境保全、調査孔閉塞、給水費(ポンプ運転)とする。

2-6-2 編成人員

滞在費を算出するためのその他の間接調査費1業務あるいは1箇所当たりの編成人員は下表を標準とする。

工種	職種	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員
準備及び跡片付け	地質調査技師	1.0	1.0	0.5
	主任地質調査員		0.5	1.0
	地質調査員		1.0	1.0

第2章  
地質調査  
第2節  
機械ボーリ  
ング  
2-2-16



平成29年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年7月30日以降適用)

(5) 補正係数の設定について

1) 標高差の考え方

例1



例2



例3



人肩運搬もしくは特装車で現場内小運搬を行う場合の「換算距離」における標高差は、図に示すとおり基準面からの最大標高差とする。  
 なお、搬入路伐採等における標高差も同様の考え方とする。

● : ボーリング地点

(5) 補正係数の設定について

1) 標高差の考え方

例1



例2



例3



人肩運搬もしくは特装車で現場内小運搬を行う場合の「換算距離」における標高差は、図に示すとおり基準面からの荷下ろし地点からボーリングまでのルート上での最大の標高差とする。  
 なお、搬入路伐採等における標高差も同様の考え方とする。

● : ボーリング地点

記載表現の変更

第2節 サウンディング及び原位置試験

2-1 現場透水試験

現場透水試験の適用は下表を標準とする。

なお、礫層のように非常に透水性の高い土層では、間隙水圧測定(水頭測定)によることを標準とする。

名称	地下水状態	土質状態	摘要
オーガー法	自由水	砂質土 ケーシング無しで孔壁は自立	試験深度も地下水位も比較的浅い場合
ケーシング法	自由水	砂質土 ケーシング無しでは孔壁は崩壊	"
一重管法	被圧水	砂質土 明確な不透水層が存在する	地下水位が深い場合
二重管法	被圧水	砂質土 明確な不透水層が存在しない場合	"
揚水法	被圧水 自由水	砂質土	"

(注) 1. 本表は標準的な試験方法であり、土質条件、試験深度等によりこれによりがたい場合は別途計上する。  
 2. 注水法は対象とならないため、別途計上する。

第2節 サウンディング及び原位置試験

2-1 現場透水試験

現場透水試験の適用は下表を標準とする。

なお、礫層のように非常に透水性の高い土層では、間隙水圧測定(水頭測定)によることを標準とする。

名称	地下水状態	土質状態	摘要
オーガー法	自由水	砂質土 ケーシング無しで孔壁は自立	試験深度も地下水位も比較的浅い場合
ケーシング法	自由水	砂質土 ケーシング無しでは孔壁は崩壊	"
一重管法	被圧水	砂質土 明確な不透水層が存在する	地下水位が深い場合
二重管法	被圧水	砂質土 明確な不透水層が存在しない場合	"
揚水法	被圧水 自由水	砂質土	"

(注) 1. 本表は標準的な試験方法であり、土質条件、試験深度等によりこれによりがたい場合は別途計上する。  
 2. 注水法は対象とならないため、別途計上する。

参考資料  
 第3編  
 地質調査業務  
 第2章  
 地質調査運用(参考資料)  
 第1節  
 機械ボーリング  
 参3-2-5